

処理実績報告書作成要領（収集運搬業）

1 報告対象となる廃棄物

貴社が収集運搬業者として運搬した廃棄物が報告対象となります。

（自らが排出事業者となる廃棄物の運搬は報告対象外です。）

令和5年度中の実績がなかった場合は、実績報告書の左上の空白部に「実績なし」と記入し、提出してください。

産業廃棄物の流れ

[排出事業者] → (区間運搬委託※) → [収集運搬] → (区間運搬委託) → [処理・処分先]

※・区間運搬委託とは、「排出事業者から処分業者までを積替保管施設等を經由して複数の運搬業者が区間を区切って運搬すること」です。

・区間運搬委託がない場合には、「区間運搬業者」欄に記入する必要はありません。

2 特別管理産業廃棄物について

特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物と特別管理産業廃棄物では、報告書の様式が異なります。報告書の様式を確認してから記入してください。

なお、報告書の記入方法や内容は、特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物と特別管理産業廃棄物とも同一ですので、別添の記入例を参照してください。（電子ファイルでの提出様式の記入例については県ホームページをご確認ください。）

3 報告者欄

個人の方は、代表者氏名欄（法人名欄は記入不要）に氏名を記入してください。

なお、**押印は不要**です。

4 産業廃棄物の量

産業廃棄物（及び残さ物等）の量を**必ずトン単位**で、重量が小さい廃棄物についても小数点以下の値で書き込んでください。

また、桁区切りのカンマ「, 」と小数点の「. 」は、はっきり区別して記入してください。

なお、廃棄物及び残さ物等の管理を体積(m³)で行っている場合は、別紙「産業廃棄物種類別重量換算係数」を基に重量換算を行ってください。

5 排出元の発生場所欄

発生場所とは、その廃棄物が発生した場所であるため、排出事業者の事務所の所在地と必ずしも一致しませんので、御留意ください。

6 「県外搬出搬入」欄

県内持ち込み、県外持ち出しの「あり・なし」を必ず記入してください。

7 実績報告書の用紙が複数枚必要な場合

報告書の用紙が不足する場合は、原票をコピーするか、県ホームページから様式をダウンロードして補充してください。

処理実績報告書作成要領 (中間処理業)

1 報告対象となる施設

鹿児島市内を除く県内に設置している施設が、報告対象となります。

(鹿児島市内の処理施設で処理した廃棄物については、鹿児島市廃棄物指導課から別途、貴社に報告依頼がありますので県に報告する必要はありません。)

令和5年度中の実績がなかった場合は、実績報告書の左上の空白部に「実績なし」と記入し、提出してください。

2 産業廃棄物実績報告書—中間処理業者用—について

(1) 特別管理産業廃棄物について

特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物と特別管理産業廃棄物では、報告書の様式が異なります。報告書の様式を確認してから記入してください。

なお、報告書の記入方法や内容は、特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物と特別管理産業廃棄物とも同一ですので、別添の記入例を参照してください。

(電子ファイルでの提出様式の記入例については県ホームページをご確認ください。)

(2) 報告者欄

個人の方は、代表者氏名欄(法人名欄は記入不要)に氏名を記入してください。なお、押印は不要です。

(3) 処理施設の概要欄

複数の処理施設を有する中間処理業者の方は、処理施設ごとに報告書を作成し、施設ごとの「通し番号」を付けてください。

(4) 産業廃棄物の量

産業廃棄物(及び残さ物等)の量を **必ずトン単位** で、重量が小さい廃棄物についても小数点以下の値で書き込んでください。

また、桁区切りのカンマ「,」と小数点の「.」は、はっきり区別して記入してください。

なお、廃棄物及び残さ物等の管理を体積(m³)で行っている場合は、別紙「産業廃棄物種類別重量換算係数」を基に重量換算を行ってください。

(5) 排出元の発生場所欄

発生場所とは、その廃棄物が発生した場所であるため、排出事業者の事務所の所在地と必ずしも一致しませんので、御留意ください。

(6) 処理状況等

ア 排出事業者が自ら運搬し、処理業者へ搬入した場合は、収集運搬業者欄に「排出事業者運搬」と記入してください。

イ 中間処理後の残さ物がある場合(中間処理後も残り、その後埋立等により処理される産業廃棄物がある場合。中間処理後有効利用した場合は除く。) は、「残さありの場合」欄に記入してください。残さ物がない場合は「残さ物なし」欄に○印を記入してください。

また、残さ物をまとめて記入しても構いません。その場合は記入例を参照してください。

(7) 「県外搬出搬入」欄

県内持ち込み、県外持ち出しの「あり・なし」を必ず記入してください。

3 産業廃棄物処理実績報告書—中間処理業者(種類毎処理状況)用—について

上記2の「産業廃棄物実績報告書—中間処理業者用—」を集計して、産業廃棄物の種類ごとに、処理状況を記入してください。様式中の中間処理後量の欄には、中間処理後に残った量を、有効利用した場合と産業廃棄物として処理した場合を問わず、いずれも記入してください。

特別管理産業廃棄物については、産業廃棄物の種類のあとに(特管)と追記してください。

4 実績報告書の用紙が複数枚必要な場合

報告書の用紙が不足する場合は、原票をコピーするか、県のホームページからダウンロードして補充してください。

処理実績報告書作成要領（最終処分業）

1 報告対象となる施設

鹿児島市内を除く県内に設置している施設が、報告対象となります。

（鹿児島市内で処分した廃棄物については、鹿児島市廃棄物指導課から別途、貴社に報告依頼がありますので、県に報告する必要はありません。）

令和5年度中の実績がなかった場合は、実績報告書の左上の空白部に「実績なし」と記入し、提出してください。

2 報告者欄

個人の方は、代表者氏名欄（法人名欄は記入不要）に氏名を記入してください。

なお、押印は不要です。

3 「処分場の概要」欄

(1) 複数の処分場を有する処分業者の方は、処分場ごとに報告書を作成し、施設ごとに「通し番号」を付けてください。

(2) 「残余容量」欄には、令和6年3月末における残余容量を必ず記入してください。

4 産業廃棄物の受託量

産業廃棄物（及び残さ物等）の量を **必ずトン単位**で、重量が小さい廃棄物についても 小数点以下の値で書き込んでください。

また、桁区切りのカンマ「，」と小数点の「.」は、はっきり区別して記入してください。

なお、廃棄物及び残さ物等の管理を体積（ m^3 ）で行っている場合は、別紙「産業廃棄物種類別重量換算係数」を基に重量換算を行ってください。

5 排出元の発生場所欄

発生場所とは、その廃棄物が発生した場所であるため、排出事業者の事務所の所在地と必ずしも一致しませんので、御留意ください。

6 「県外搬出搬入」欄

県内持ち込み、県外持ち出しの「あり・なし」を必ず記入してください。

7 実績報告書の用紙が複数枚必要な場合

報告書の用紙が不足する場合は、原票をコピーするか、県のホームページからダウンロードして補充してください。